

工事費内訳書についてのQ&A

	質問内容	回答
1	掛金納付の対象となる労働者がいない場合、どのように記載すればよいか。	建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、0円 と記載してください。
2	労務費と材料費の合計が直接工事費か。	直接工事費には、労務費と材料費のほか機械経費などの直接経費も含まれていると認識しています。
3	法定福利費等についてどのように記載すればよいか。	国土交通省ウェブサイト『「労務費に関する基準」の運用指針』を参考にいただき、積算をお願いします。 なお『（別紙3）専門工事業者向け「書き方ガイド」』や「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に詳しい説明がありますので、ご確認ください。 国土交通省ウェブサイト「労務費に関する基準ポータルサイト」 https://roumuhi.mlit.go.jp/ 国土交通省ウェブサイト「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」 https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf
4	参考見積で、材料・労務一緒のものもあるが、おおよそで分けて計上していいか。	その場合は、概算で記載してください。
5	工事費内訳書欄外の※1, ※2について、建築一式工事の場合 とあるが、土木工事は記載不要か。	含まれる対象が土木工事と建築工事では違うため、建築工事の場合、という記載になっており、土木工事も記載は必要です。
6	見込み額で記載してよいか。	入札時点の見込み額で記載してください。
7	事業者負担額などは契約後チェックが行われるのか。	行う場合もあります。
8	安全衛生経費について、この工事にかかる経費ということか。	お見込みのとおりです。
9	内訳書に独自様式を使って問題ないか。	市で示している工事費内訳書の必要記載事項が記載されていれば、独自様式を利用していただいてもかまいません。 市の様式（工事費内訳書）は青森市ホームページに掲載しています。

（令和8年3月現在）